

2008年2月13日

市川市教育委員会様

「学校給食」についての緊急申し入れ

日本共産党市川市議団

《「学校給食申込書」提出について》

市川市教育委員会では、新年度、給食費未納問題への対策として、市川市立各小・中・特別支援学校の保護者に対し、「学校給食申込書」の提出を求めています。

保護者への文章では学校給食法第6条第2項の保護者負担を述べていますが、同法第2条には学校給食の4点の目標をあげ、学校給食が教育の一環であることを示した上で、同実施基準第2条では「学校給食は、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする」と明記されております。

市川市でも、教育委員会発行「市川の教育」の中で「学校教育活動全体を通じて、食に関する指導の充実を図る」「学校給食を生きた教材として活用し、児童生徒の健康づくりを推進する」ことが明記されております。

そうした中で今回の「学校給食を申し込む」「保護者と学校が書面で契約を交わす」さらに「提出いただけない場合や約束を履行できない場合は、弁当の持参をお願いする」という措置は、学校給食法や基準を守るべき教育行政が、これに反する行為を行うものであり、また市川市における「学校給食」「児童生徒の健康づくり」の後退をもたらすものです。

長引く不況や所得格差と貧困の広がりにより、学校給食のみならず、税金の未納が増えていることは全国的にも大きな問題になっています。給食費の未納解決のためには、まず就学援助の支給要件の緩和や、制度の周知徹底が求められます。しかし今回の申込提出は、保護者へのいらぬ物理的、精神的負担を負わせるものです。

また「モンスターペアレンツ」と称される保護者がいるとしても、その子どもたちに罪はありません。弁当持参により子どもたちへも影響をあたえます。それに対する先生のあらたな負担過重も生まれます。

《学校給食食材について》

マスメディアの報道により、中国製ギョーザに農薬が混入され、千葉県や兵庫県の家族10人が腹痛等の中毒症状を訴え入院し、うち3人が一時意識不明となりました。また問題のギョーザと同じ工場で作られた食品を食べた人たちなどから保健所などに寄せられた健康被害の訴えは、9日現在で2745人に達しました。検出された農薬「メタミドホス」は、有機リン系殺虫剤で猛毒です。これまでも、中国産のウナギやホウレン草、枝豆等からも残留農薬が検出されており、わが国の検査体制の不備が改めて明確となりました。市川市の学校給食では該当食材の取り扱いはなかったとのことですが、安全な給食のためにも国外品食材の使用には不安がぬぐいきれません。

よって以下申し入れます。

【申し入れ事項】

- 1、「学校給食申込書」提出はただちに中止し、撤回すること。
- 2、給食費の未納を理由とした給食の停止は行わないこと。
- 3、国外品食材の使用に関しては、安全について調査し、公表すること。
- 4、学校給食に地産地消をさらに促進すること。

以上